

# 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）に係る 固定資産税の課税標準の特例について

平成30年4月1日から令和8年3月31日までに取得した、各再生可能エネルギー発電設備の特例率は、次のとおりです。

## 令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分について

| 適用対象となる再生可能エネルギー発電設備   | 特例率<br>(課税標準額に乗じる割合) |
|--|----------------------|
| 水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)                        | 2分の1                 |
| 太陽光(1,000kw未満*)、風力(20kw以上)、地熱(1,000kw未満)、バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満) | 3分の2<br>(一部2分の1)     |
| 太陽光(1,000kw以上*)、風力(20kw未満)、水力(5,000kw以上)                             | 4分の3                 |
| 木竹等に由来するバイオマス(10,000kw以上20,000kw未満)                                  | 7分の6                 |

## 令和2年4月1日～令和6年3月31日取得分について

| 適用対象となる再生可能エネルギー発電設備   | 特例率<br>(課税標準額に乗じる割合) |
|--|----------------------|
| 水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)                        | 2分の1                 |
| 太陽光(1,000kw未満*)、風力(20kw以上)、地熱(1,000kw未満)、バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満) | 3分の2<br>(一部2分の1)     |
| 太陽光(1,000kw以上*)、風力(20kw未満)、水力(5,000kw以上)                             | 4分の3                 |

## 平成30年4月1日～令和2年3月31日取得分について

| 適用対象となる再生可能エネルギー発電設備   | 特例率<br>(課税標準額に乗じる割合) |
|--|----------------------|
| 水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)                                      | 2分の1                 |
| 太陽光(1,000kw未満*)、風力(20kw以上)、水力(5,000kw以上)、地熱(1,000kw未満)、バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満) | 3分の2<br>(一部2分の1)     |
| 太陽光(1,000kw以上*)、風力(20kw未満)   | 4分の3                 |

平成30年3月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備の特例率については、下記担当課までお問い合わせください。

\*「仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー導入補助金」を受けて取得した太陽光発電設備については、特例率が異なります。補助金の詳細については、「民間防災拠点施設への再生可能エネルギー等導入補助」(<https://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyo/hozen/kobo.html>)をご参照ください。

担当課

仙台市財政局資産課税課償却資産係 022-214-8619